令和 　　年　　月 　　日

独立行政法人水資源機構

利根川下流総合管理所長　殿

申請者 住所　○○県○○市○○-△△

氏名　□□□株式会社

代表取締役　霞ヶ浦　太郎

**水資源開発施設等使用承認申請書**

　下記のとおり貴機構の水資源開発施設等を使用したいので、承認下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

１ 使用の目的　「○○○○工事」に伴う仮設事務所等設置のため

２ 当該使用の対象となる水資源開発施設等の明細

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使 用 の 場 所 | 使 用 の 面 積 又 は 範 囲 | 工 作 物 の 構 造又 は 能 力 | 備　　考 |
| △△県○○市××□□管理所駐車場 | 仮設事務所　　　　　○○㎡仮設トイレ　　　　　○○㎡進入路（通行のみ）　○○㎡別図－１着色箇所のとおり |  | クレーン付きトラック4t2台使用 |

３ 工事期間　　　　　 令和　　年　　月　　日から 令和　　年　　月　　日まで

４ 使用期間　　　　　 令和　　年　　月　　日から 令和　　年　　月　　日まで

５ 使用料　　　　　 水資源機構の定める額

----------以下の記述は解説事項にあたるため、提出時には削除願います。------------

※**青字**の記述は記入例です。提出時には実際の使用内容に即して**黒字**で記入をお願いします。

（記載要領）

1. 使用承認申請にあたって

　申請にあたっては、あらかじめ施設管理担当者へお問い合わせいただき、相談・確認の上、この申請書を提出してください。

また、内部決済手続きに時間を要するため、原則使用開始日より２週間前の申請をお願いします。申請が遅れると、使用開始日までに承認できないことがあります。

1. 申請者について

　申請者が法人・機関の場合は、その法人・機関名及び代表者名を記入してください。

1. 使用目的について

　具体的な使用目的を記入してださい。

　必要に応じ、使用目的に関する資料（公的機関が発行した許可証等）等を添付してください。

1. 当該使用の対象となる水資源開発施設等の明細について

　具体的な使用場所、面積又は範囲、工作物を設置する場合はその構造又は能力等を記入してください。

　必要に応じ、設置する工作物の図面、写真等を添付してください。

湖岸堤の場合、住所と併せて距離標を記載してください。（例：北浦右岸15.5k地点）

1. 工事期間について

　使用に伴い工作物等を設置等するための工事期間を記入してください。

　必要に応じ、工事工程表等を添付してください。

1. 使用期間について

　機構が管理する施設を使用する期間を記入してください。

　必要に応じ、使用期間に関する資料（公的機関が発行した許可証等）等を添付してください。

1. 使用料について

　使用料については、当該使用目的等に応じ、独立行政法人水資源機構が別に定める額を徴収します。

**※注意事項**

【添付図書について】

以下の図書を申請書と併せてご提出ください。

□事業計画概要書

□使用対象地の位置図

□使用範囲を明らかにする図面（実測平面図又は使用する土地の丈量図、構図の写し）

□工事計画又はイベント開催計画を明らかにする図書（設計図書、工程表又はイベントパンフレット、行程表）

□行政機関の許認可が必要な場合は、その他許認可を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

□工事やイベントの場合、事故等が発生した際における緊急連絡体制が記載された書面

□その他参考図書

【申請書記載事項について】

○日付

使用開始日以前の日付となること。

○申請者名

申請者が法人である場合においては、氏名欄にはその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

○使用の場所

確認のうえ、出来る限り詳細に記載すること。

湖岸堤の場合、住所と併せて距離標を記載すること。（例：北浦右岸15.5k地点）

図面上で示す場合は、その旨を記載すること。（例：別途申請書添付書類参照）

○使用の面積または範囲

使用面積算出の根拠（算出式、又は図面上で図式）を別途添付し、それに基づいた正確な範囲を記載すること。

使用箇所とは別に、進入路の面積・範囲を記載し、「通行のみ」の旨を明記すること。

○工作物の構造又は能力

工作物を設置する場合は、名称及び個数を記載すること。

○備考

使用に伴い、大型クレーン等特殊な車両が通行する際等はその旨を記載すること。

○工事期間

水資源開発施設等の使用に際し、工作物等の設置工事が伴わない場合は記載不要。

○使用期間

「承認日～平成○年○月○日」という形式も可能。その場合、使用開始日は承認書記載日の日付となる。

○その他

荷揚場の使用については、進入路の車止めが施錠されているので必要な場合は事前に鍵の貸し出しを受けること。